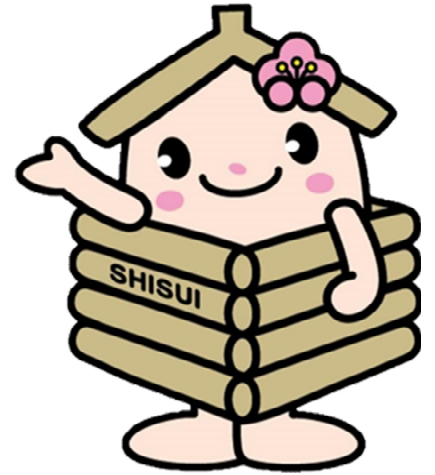
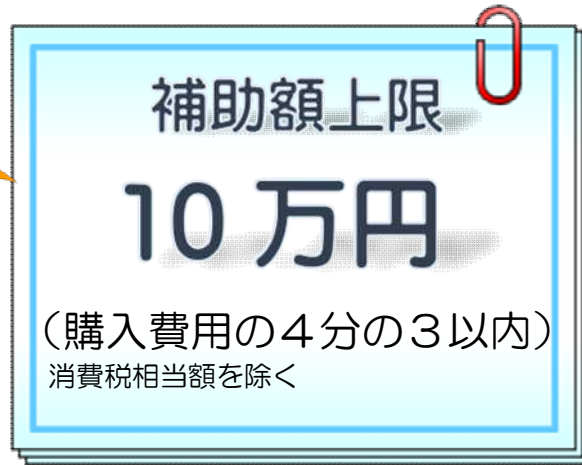


酒々井町 キャッシュレス決済端末導入に 補助金を交付します

酒々井町の
中小企業者
対象



対象機器

- キャッシュレス決済端末、オールインワン端末の**本体機器**
- 暗証番号入力用のキーパッドやバーコードリーダー、キャッシュレス決済端末に接続するコード類などの**付属機器**

※NFC（近距離無線通信）が利用でき、かつType-F、Type-A及びType-Bのいずれにも対応したものが対象です。ただし既にいずれかの規格に対応する端末を導入している場合は、全ての規格に対応することを目的として一部規格のみ対応した端末も対象になります。

対象者

中小企業信用保険法に規定する**中小企業者**であり、以下に該当する方

- 個人事業主の場合
 - ・・・補助金の交付申請までに町内に居住及び当町の住民基本台帳に記録されていること
 - 法人の場合
 - ・・・補助金の交付申請までに町内を本店所在地とした法人登記が行われていること
- その他要綱に規定する条件を満たす方

申請期間

令和8年7月1日から令和8年11月30日まで

※申請を行い、交付決定通知を受け取った後に購入したものが対象です。

申請に必要な書類

- ①酒々井町キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付申請書
- ②補助対象経費の見積額及び内容が確認できる書類
- ③開業届の写し又は履歴事項全部証明書の写し
- ④中小企業者が経営する事業の内容を説明する書類
- ⑤その他、町長が必要と認める書類



町ホームページ

<https://www.town.shisui.chiba.jp/docs/2026051100016/>

詳細は要綱をご確認ください。

お問い合わせ

経済環境課 商工振興班 ☎043-382-2339